

新潟県行政手続条例解釈運用基準

(平成8年3月29日制定)

(平成12年4月1日改正)

(平成14年4月1日改正)

(平成27年6月5日改正)

(平成28年3月30日改正)

(令和8年7月31日改正)

目 次

第1章 総則

第1条 (目的等)	1
第2条 (定義)	4
第3条 (適用除外)	8
第4条 (国の機関等に対する処分等の適用除外)	10

第2章 申請に対する処分

第5条 (審査基準)	11
第6条 (標準処理期間)	13
第7条 (申請に対する審査及び応答)	15
第8条 (理由の提示)	16
第9条 (情報の提供)	17
第10条 (公聴会の開催等)	18
第11条 (複数の行政庁が関与する処分)	19

第3章 不利益処分

第1節 通則

第12条 (処分の基準)	20
第13条 (不利益処分をしようとする場合の手続)	21
第14条 (不利益処分の理由の提示)	24

第2節 聴聞

第15条 (聴聞の通知の方式)	27
第16条 (代理人)	30
第17条 (参加人)	31
第18条 (文書等の閲覧)	33
第19条 (聴聞の主宰)	35
第20条 (聴聞の期日における審理の方式)	36
第21条 (陳述書等の提出)	39

第 22 条 （続行期日の指定）	4 0
第 23 条 （当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）	4 1
第 24 条 （聴聞調書及び報告書）	4 2
第 25 条 （聴聞の再開）	4 4
第 26 条 （聴聞を経てされる不利益処分決定）	4 5

第 3 節 弁明の機会の付与

第 27 条 （弁明の機会の付与の方式）	4 6
第 28 条 （弁明の機会の付与の通知の方式）	4 7
第 29 条 （聴聞に関する手続の準用）	4 8

第 4 章 行政指導

第 30 条 （行政指導の一般原則）	4 9
第 31 条 （申請に関連する行政指導）	5 1
第 32 条 （許認可等の権限に関連する行政指導）	5 2
第 33 条 （行政指導の方式）	5 3
第 34 条 （複数の者を対象とする行政指導）	5 5
第 34 条の 2 （行政指導の中止等の求め）	5 6

第 4 章の 2 処分等の求め

第 34 条の 3	5 9
------------------	-----

第 5 章 届出

第 35 条	6 1
---------------	-----

第 1 章 総 則

(目的等)

第 1 条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

【趣旨】

- 1 行政手続に関する一般法として行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）が制定され、平成 6 年 10 月 1 日に施行された。新潟県行政手続条例（平成 7 年条例第 59 号。以下「行政手続条例」という。）は、行政手続法第 46 条の規定を受けて制定されたものである。
- 2 第 1 項は、行政手続条例の目的を明らかにしたものであり、本条例全体の解釈及び運用の指針となるものである。
- 3 第 2 項は、行政手続条例が規定する手続については、他の条例に特別の定めがない限り、行政手続条例が適用されることを明らかにしている。

【解釈】

- 1 「処分、行政指導及び届出に関する手続」とは、行政手続法第 3 条第 3 項により行政手続法の適用除外とされている次の手続をいう（次頁を参照）。
 - (1) 申請に対する処分（根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）
 - (2) 不利益処分（根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）
 - (3) 行政指導（県の機関が行う行政指導で、その根拠を問わない。）
 - (4) 届出（根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）
- 2 「共通する事項を定める」とは、行政手続条例で規定する手続について、行政手続条例が一般法としての性質を持つことを示したものである。
- 3 「県民」とは、単に県内に住所を有する者に限らず、本条例の行政手続により自己の権利利益に影響を受ける可能性のある全ての者をいう。

【運用】

本条例は、県における行政手続の統一を図るために、行政手続法に準じた規定内容となっており、運用に当たっては、行政手続法と行政手続条例で取扱いに差異を生じないように留意するものとする。

【参考】

1 行政手続法と行政手続条例の適用関係

根拠		法律・法律に基づく命令 を根拠とするもの	条例・規則を根拠とする もの
区分			
申請に対する処分（第2章）		行政手続 <u>法</u> の適用	行政手続 <u>条例</u> の適用
不利益処分（第3章）			
届出（第5章）			
行政指導（第4章）			
行政指導の中止等の求め（行政手続条例第34条の2）		【法律又は条例を根拠とするもの（※）】 行政手続 <u>条例</u> の適用	
処分等の求め （第4章の2）	処分	行政手続 <u>法</u> の適用	行政手続 <u>条例</u> の適用
	行政指導	【法律又は条例を根拠とするもの（※）】 行政手続 <u>条例</u> の適用	

※法律に基づく命令（告示を含む。以下同じ。）又は規則を根拠とする行政指導は、行政手続法及び行政手続条例のいずれも適用されない。

2 処分及び届出の取扱い

申請に対する処分、不利益処分及び届出にあつては、その根拠となる規定が条例又は規則（条例等）に置かれている場合にあっては行政手続条例が適用され、その根拠となる規定が法律又は法律に基づく命令（法律等）にある場合にあっては、県が行うものであつても行政手続法が適用されることになる。

(1) 根拠となる規定

処分の根拠となる規定とは、「〇〇については知事の許可を受けなければならない。」、「知事は〇〇を命ずることができる。」、「〇〇について届出なければならない。」等と規定しているものをいう。

したがって、単なる処分又は届出の要件や手続のみを規定するもの（「許可を受けようとする場合は申請書を知事に提出しなければならない。」、「知事は〇〇の場合にあつては、許可をしなければならない。」等）は含まない。

(2) 根拠が条例に置かれているもの

新潟県情報公開条例（平成13年条例第57号。以下「情報公開条例」という。）のように個別の法律に基づかず、単独に制定されている条例の場合は行政手続条例が適用される。

個別の法律において「条例の定めるところにより〇〇に関し必要な措置を講ずることができる」等と規定されている場合などについては、処分は法律で規定しているものの、処分をするには条例を制定しなければならないものであり、当該法律に基づいて制定した条例に処分の根拠が置かれていることになる。

○行政手続条例の適用があるもの（処分の根拠が条例にあるもの）の例

- ・屋外広告物法第7条に基づく新潟県屋外広告物条例
- ・浄化槽法第48条に基づく新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(3) 根拠が規則に置かれているもの

規則を根拠として処分を行うものについては、当該処分を規則で規定できることが法律又は条例上明らかに規定されている必要がある。

このうち、条例に基づく規則に根拠を有する処分や、地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第2項の規定に基づく規則に根拠を有する過料処分は、いずれも根拠が規則に置かれていることから、行政手続条例の適用を受ける。

しかし、漁業法第65条や河川法第28条などのように、法律で「〇〇については県の規則で定める」等と規定している場合など、個別の法律の特別の規定に基づき制定される規則については、処分の根拠はあくまでも個別法に置かれていると考えられることから、このような場合は、行政手続法の適用を受ける処分となるものである。

3 行政指導の取扱い

行政指導は、個別の法令に根拠を有しなくても行えることから、県の行う行政指導については、それが法律に規定されるものか、条例に規定されるものかは必ずしも明確に区分できないこと、また、法律や条例で具体的に規定された行政指導のみを対象とするのでは、行政手続法を適用する意味が乏しいと判断されることから、行政手続法においては、一律に適用除外とされており、県の機関が行う行政指導には行政手続条例が適用されることになる。

なお、県が行った行政指導に対する「行政指導の中止等の求め」については、行政手続条例第34条の2が適用されるが、同条が適用される行政指導は、その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限られる。したがって、法律に基づく命令又は規則に置かれている規定を根拠とする行政指導には、行政手続条例第34条の2は適用されず、また、行政手続法の適用もないため、「行政指導の中止等の求め」そのものを行うことができないことになる。

4 処分等の求めの取扱い

処分等の求めは、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料した者が、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、当該処分又は行政指導をすることを求めるものであるが、県に対し法令違反の是正のためにされるべき処分又は行政指導をすることを求める場合における適用関係は、次のとおりとなる。

(1) 県に対し法令違反の是正のためにされるべき処分をすることを求める場合

当該処分の根拠となる規定が法律又は法律に基づく命令に置かれている場合は行政手続法が適用され、当該処分の根拠となる規定が条例又は規則に置かれている場合は行政手続条例が適用される。

(2) 県に対し法令違反の是正のためにされるべき行政指導をすることを求める場合

当該行政指導の根拠となる規定が法律又は条例に置かれている場合は、行政手続条例が適用される。これに対し、当該行政指導の根拠となる規定が法律に基づく命令又は規則に置かれている場合は、行政手続条例は適用されず、また、行政手続法の適用もないため、当該行政指導の求めそのものを行うことができないことになる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。
- (3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分
 - イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
 - ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (6) 県の機関 新潟県の執行機関、公営企業管理者若しくは警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (7) 行政指導 県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。
- (8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等における効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

【趣旨】

本条は、定義規定によって条例の適用範囲を明らかにしたものであり、行政手続法第46条で適用除外としている、条例等を根拠とする処分及び届出並びに県の機関が行う行政指導に関する手続を対象とすることを明らかにしている。

【解釈】

1 第1号（条例等）

「条例等」とは、条例中、次に示す「法令」と区別して使用する場合があるため、定義を設けたものである。

条例、規則のほか、行政委員会が制定する規則・規程を含む。したがって、訓令又は要綱等の行政組織の内部規範は含まない。

2 第2号（法令）

「法令」とは、行政手続法における定義と同様であり、「条例等」を含むものである。

3 第3号（処分）

(1) 「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1条及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項と同じ内容を指すものであり、行政庁が県民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法令上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう。

(2) 「行政庁」とは、処分を行う権限を有する者をいう。処分権限を有するかどうかは、法令の定めるところによるものであり、県の機関のほか、その他の法人（法令で法人に処分権限を与えている場合など）も行政庁となり得るものである。議会であっても、それが行政権の行使と認められるような場合にあっては、「行政庁」に該当する。

4 第4号（申請）

(1) 「申請」の定義は行政手続法と同様であるが、その範囲を条例等に基づくものに限っている。

(2) 「当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」とは、請求権の具体的行使であって当該請求に対して行政庁がこれを認諾するか拒否するかを相当の期間内に判断、決定し何らかの応答をすべきこととされているものを対象とすることを明らかにしたものである。

したがって、請願などのように行政庁に応答をすべき義務のないものは「申請」には該当しない。

5 第5号（不利益処分）

(1) 「不利益処分」の定義は行政手続法と同様であるが、その範囲を条例等に基づくものに限っている。

(2) 「特定の者を名あて人として」とは、「不利益処分」が条例等において、相手方を特定して行われること要することを示すものであり、いわゆる対物処分であって処分の名あて人を特定しないもの（例：新潟県青少年健全育成条例第17条第1項の販売等制限図書類の指定）などは「不利益処分」に当たらない。

6 第6号（県の機関）

(1) 「県の機関」は、行政手続条例第4章が適用される「行政指導」の主体の範囲及び単位を明らかにしたものである。

- (2) 「新潟県の執行機関、公営企業管理者若しくは警察本部（警察署を含む。）」とは、地方自治法第2編第7章に基づいて設置される新潟県の執行機関、企業管理者、病院事業管理者及び警察本部（警察署を含む。）をいう。

したがって、議会は「県の機関」には含まれず、また市町村の機関が行う行政指導についても行政手続条例は適用されない。

7 第7号（行政指導）

「行政指導」の定義は、「行政機関」を「県の機関」としたほかは行政手続法と同様である。

8 第8号（届出）

- (1) 「届出」の定義は、行政手続法と同様であるが、その範囲を条例等に基づくものに限っている。
- (2) 「申請に該当するものを除く」とは、「申請」も「行政庁に対し一定の事項を通知する行為」に該当することから、「届出」から「申請」が除かれる旨を明らかにしたものである。

【運用】

1 処分と行政指導の区分

条例等で使われている行政上の行為を示す用語からは、それが「処分（不利益処分）」に当たるか行政指導に当たるか判別できないものがあるが、どちらに該当するかによって、課される手続内容が異なるので、各法令ごとにその区分を明確にした上で、県民の権利利益を損なうことのないよう適切に対処する必要がある。

行政庁の行為が「処分」に当たるか否か（相手方が行政庁の求める作為又は不作為を行う義務を負うか否か）の最終的な判断は、当該行為を規定する条例等の解釈により行われるが、判断に際しての考え方は、概ね次のとおりとなる。

- (1) 処分性の有無について、条例等の規定により明確に判断できる場合は、それによって区分すること（(2) 参照）。また、明確に判断できない場合には、(3)に該当する場合を除き、原則として処分性を有しないものと解すること。これは、処分が県民の権利義務に変動を与える行為であることから、このような場合において積極的に処分と解することは適当でないためである。

- (2) 条例等の規定上処分性の有無について判断できる規定がある場合

ア 処分性があると解されるもの

- (ア) 行政庁の求めに従わない、あるいは応じない場合に、罰則による制裁を課し得るもの
- (イ) 「求める」に該当する用語が、「命ずる」、「させる」等と規定されるもの（処分性を有しないとする特別の理由があるものを除く。）
- (ウ) 「求める」に該当する用語が、「指示する」、「求める」、「要求する」等と規定されるものであって、以下のもの
- a 行政庁の行為について審査請求ができる旨や当該行為を「処分」とする明示的な規定があるもの
 - b 行政庁の行為に従わなければならない旨の義務、その他相手方に義務を課し、又はその権利を制限することとなる法的効果についての規定があるもの
 - c 行政庁の行為に従わない場合には、そのことを直接の理由にして不利益処分による制裁を課し得るもの

d 条文の規定振りからみて、当該行為を処分と解しないと、整合性のある解釈がなし得ないもの

イ 処分性を有しないと解されるもの

(ア) 「求める」に相当する用語が、「勧告する」、「助言する」、「指導する」、「依頼する」、「要請する」と規定されているもの（処分性を有すると解される特別の理由があるものを除く。）

(イ) 行政庁の行為（指示）に従わない場合に、改めて、同一内容の作為又は不作為を求める命令をすることができることとされている当該「指示」

(ウ) 行政庁の指示に従わない場合の最終担保措置が「その旨の公表」にとどまるもの

(エ) 協力、援助のような本来的に相手方の自発的な意思にゆだねられるべき行為を求めるもの

(3) 条例等の規定上、処分性の有無について判断できる規定はないが、処分性を有すると解される場合

ア 許認可等の権限に基づく監督を受ける者に対して、条例等の目的を達成するために一定の改善を求める「指示」

イ 災害等の発生又は拡大を防止するため、物理的な危険が切迫している状況の下で必要な対策を講ずることを求める「指示」

2 行政指導の範囲

「行政指導」は、「一定の行政目的を実現するため」に必要があると判断して特定の者に働きかける（求める）行為であるので、私人間において認められるものと同様な売買・請負等の契約により行う行為や公営企業の経営上の行為等は「行政指導」には含まれず、また不特定の者に対して行われる要請などは「行政指導」に当たらない。

また、単なる情報提供や、相談業務は「求める」行為に当たらず、「行政指導」には該当しない。

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

- (1) 刑事事件に関する法令に基づいて司法警察職員がする処分及び行政指導
- (2) 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令の規定に基づいて徴税吏員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導
- (3) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
- (4) 留置施設において、留置の目的を達成するためにされる処分及び行政指導
- (5) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- (6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導
- (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導
- (9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
- (10) 審査請求、再審査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章若しくは行政手続法（平成5年法律第88号）第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

【趣旨】

本条例は、行政分野のいかんを問わず、申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出を対象とした一般法であるが、処分及び行政指導は多種多様であり、その中には一般的、共通的な手続規定の対象とすることが適当でないものもあることから、このような行政手続条例の定める手続になじまない特定の行政分野の処分及び行政指導について適用除外規定を設けているものである。

なお、本条の適用除外規定は、行政手続条例で規定しなくとも、行政手続法第3条により直接適用除外となるが、条例の分かり易さの観点から県に關係する部分について確認的に規定を設けるものである。

ただし、第8号については、次に示すように適用除外の範囲を拡大して規定している。

【解釈】

第8号については、県の場合には、少年警察補導員のように法律又は条例上その権限が定められているものでないが、その活動の実態から職務の性質上警察官の場合と同様に扱われるべきものがある。本号においては「警察官」を、「警察職員」として当該職員が現場において行う行政指導の適用除外を明文化したものである。

【運用】

- 1 補助金の交付決定等の法律関係については、その本来の性質は負担付贈与契約と考えられ、法令の特別の規定により初めて処分として構成することが可能なものである。

この点について、国においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）において、その補助金等の交付決定等が処分として整理されることを前提に、行政手続法第2章及び第3章の適用除外を明文化している（第24条の2）が、新潟県補助金等交付規則（昭和32年規則第7号）では、補助金等の交付決定等が規定上処分としては構成されていないことから、（適用除外としては明文化していないが、）行政手続条例第2章及び第3章の適用はないものである。

- 2 本条各号の適用除外のほか、新潟県県税条例（平成18年条例第10号）第7条のように、個別の条例で適用除外を規定しているものがあるので留意すること。

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

【趣旨】

行政手続条例は、県民の権利利益の保護に資することを目的とすることから、行政機関相互の関係であって行政手続条例が対象としようとしている県民に対する関係とは異なるものと考えられる一定の場合に、行政手続条例を適用しない旨を定めたものである。

【解釈】

- 1 「固有の資格」とは、行政不服審査法第7条第2項で用いられている場合と内容的に同一のものである。
- 2 行政指導については、「固有の資格」の有無を問わず、国、市町村等に対する行政指導は適用除外とされている。

【運用】

- 1 「固有の資格」とは「一般私人が立ちえないような立場にある状態」を指すものとされているが、どの処分について「固有の資格」を認めることができるかについては、必ずしも明確になっていないため、次のような基準を参考として判断すること。

＊「固有の資格」に該当すると思われるもの

- ① 処分の名あて人（届出義務者）が国の機関等に限られている場合
 - ② 処分の名あて人（届出義務者）が国の機関等に限られていない場合であっても当該処分の名あて人（届出義務者）に係る事務・事業について、国の機関等が自らの責務として処理すべきこととされている又は原則的な担い手として予定されているもの
- 2 行政手続法第4条第2項は、特殊法人、認可法人、公共組合など一般の法人と区分して観念されている法人に対する処分であって、当該法人の監督に関する法律の特別の規定に基づいてされるものについての適用除外を規定しているが、条例においては該当例がないため、規定を設けなかったものである。

また、行政手続法第4条第3項は試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務を法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定している場合に、このいわゆる指定法人に対する当該事務に関し監督上される処分についての適用除外を規定しているが、条例では該当例がないため、規定を設けなかったものである（電算入力の特許など、民間との契約による業務委託は本項に該当するものではない。）。

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない

【趣旨】

本条は、申請の適切な処理の確保と、行政庁の判断過程の透明性の向上のために、従来、行政の内部的なものにとどまることの多かった審査基準を公にし、申請者が許認可等を受けることができるかどうかについて一定の予見可能性を得ることができるようにしようとするものである。

【解釈】

- 1 「審査基準」とは、条例等の定めに従って判断する基準であって、条例等の明文の規定は「審査基準」に含まれない。
- 2 「公にしておかなければならない」とは、申請をしようとする者あるいは申請者に対し、審査基準を秘密にしないとの趣旨であり、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。

【運用】

- 1 設定した審査基準は、問い合わせに応じて個別に示すことができるようにしておく必要があるが、行政運営における透明性の向上という観点から、条例等の明文の定めも審査基準と一体のものとして明らかにされる必要があること。
- 2 審査基準の作成に当たっては、申請者等にとって当該許認可等を得るに当たって準備しなければならないものは何か分かるかという観点から、その内容をできる限り具体化するように努めること。
- 3 行政庁の裁量が認められている許認可等については、条例等が行政庁の適切な判断を期待して裁量を与えた趣旨に照らし、判断の方針、考慮事項といったものを審査基準とすることも考えられること。
- 4 条例等において具体的基準が明確に定められており、条例等の定めのみによって判断できる場合は、審査基準を別途定めることを要しない。また、処分の実績がなく、審査基準の設定が困難な場合は、遅くとも審査の必要が生じた段階で何らかの基準が定められればよい。

5 設定した審査基準は、照会に応じてその内容を示せるように整理しておくこと。

処分権限を地域機関の長に委任している場合は、当該委任を受けた地域機関の長が「行政庁」として審査基準等を設定する必要があるものであるが、各条例等の所管課は、地域機関、市町村等に対して参考となる審査基準の内容を示すように努めること。

6 審査基準の設定後、条例等の制定や通達の変更などにより、審査基準を新たに設定したり、既存の基準を変更する必要がある場合は、速やかに審査基準を設定（変更）し、併せて関係機関へ周知すること。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

【趣旨】

申請に対する処分は、県民の権利行使に対する応答であるから、申請の処理期間についても一定の目安をもった上で、迅速かつ公平な処理を図る必要がある。本条は、申請を放置した場合の法的効果ではなく、迅速な処理の確保の観点から、申請が定められた事務所に到達してから処分をするまでに通常要する標準的な期間を定めるよう行政庁に努力義務を課し、定めたときはこれを公にすべきこととしたものである。

【解釈】

- 1 「到達」した時とは、申請が事務所（本庁にあっては各課（郵送の場合は法務文書課）、地域機関にあっては、当該地域機関の事務所）に物理的に到着し、了知可能な状態に置かれる時点である。收受印等により、県が受領した旨の意思が表示されることを要しない。
- 2 「通常要すべき」とは、「申請の態様が通常であり、かつ、行政庁の側の処理体制も通常であることを前提とした上で必要となる」という意味である。
- 3 「公にしておかなければならない」とは第5条の場合と同義である。知事部局にあっては標準処理期間に関する事務について、「許認可等の事務に係る標準処理期間に関する事務取扱要綱（平成20年3月21日制定）」を定め、許認可等ごとの標準処理期間を県ホームページにより公表している。
- 4 許認可等を行う行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合にあっては、本条の規定により、申請がその提出先とされている事務所に到達してから行政庁の事務所に到達するまでの期間と行政庁の事務所に到達してから行政庁が処分をするまでの期間の二つの期間を定める必要がある。許認可等の事務に係る標準処理期間に関する事務取扱要綱においては、この二つの期間を合算したものを標準処理期間とし、後者の期間を「経由日数」として内書きで示している。

【運用】

- 1 標準処理期間に関する事務については、知事部局にあっては、許認可等の事務に係る標準処理期間に関する事務取扱要綱により行うこと。
- 2 標準処理期間は、いわゆる「受理」の概念を排除しているものであり、標準処理期間の起算日は受理日ではなく、申請の到達した日となることに留意する必要があること（第7条を参照）。
- 3 標準処理期間は、申請の処理に要する期間の「目安」に過ぎないものであり、期間内に行政庁からの応答を受けることを保障するものでない。したがって、期間を経過した場合であ

っても、そのことのみで、直ちに行政事件訴訟法及び行政不服審査法上の「不作為の違法」を問われるものではないが、期間を経過する場合にはその理由及び事務処理の進行状況等を申請者に知らせる等の情報提供に努めること。

- 4 経由に係る標準処理期間（経由日数）を設定した場合は、当該日数を経由機関に周知するとともに、やむを得ない事情がない限り当該処理期間内に処理を終えるよう経由機関に対して徹底すること。
- 5 標準処理期間の設定が困難な場合は、その理由を整理しておくこと。その他標準処理期間の設定に当たっては、第5条（審査基準）の運用5、6に準ずること。

（申請に対する審査及び応答）

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下この章において「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、各種の申請の処理について透明性の向上と迅速で公正な対応を図る観点から、申請が事務所に到達したときは遅滞なく行政庁に審査開始義務が生ずる旨を端的に規定するとともに、行政庁の応答義務のうち、当該申請が形式上の要件に適合しない場合には、当該申請の補正を求めるのか、あるいは当該申請により求められた許認可等を拒否するのかを、速やかに明らかにしなければならないことを規定したものである。
- 2 申請を「受け付けない」、「受理しない」、「受け付けても放置する」などの取扱いは、一般には申請に対する処分の根拠となる法令上も違法な取扱いであると考えられるものであるが、本条は行政庁の応答に関する一般的な規律として規定を設けたものである。

【解釈】

- 1 「到達」とは、第6条の場合と同義である。
- 2 「申請の形式上の要件」とは、当該申請書の記載、添付書類等から外形上明確に判断し得るものをいい、「申請をすることができる事項についての申請であること」、「申請資格を有する者による申請であること」、「申請内容が真正であること」については、一般に申請の内容審査を経ないと判断できない問題であると考えられ、「申請の形式上の要件」には当たらない。

【運用】

- 1 審査開始義務は、申請が申請の形式上の要件に適合しないものであっても生ずるものであり、形式要件に適合しない申請であってもこれを放置することはできない。
- 2 経由機関が置かれている場合には、申請者が直接行政庁に対して申請することができなくなるものも多いので、申請者の手続上の権利を保障しようとする条例の趣旨にかんがみ、申請がなされたにもかかわらず経由機関において申請の処理が遅延するようなことのないよう留意すること。
- 3 本条は、申請に当たって事前協議等の行政指導を行うことまでを排除するものではない。
本条は、（事前協議等の）行政指導に従うか否かにかかわらず、申請がなされた場合には、行政庁に審査開始義務が生ずることを規定しているものである。なお、行政指導に従わないで申請がなされた場合であっても、審査は審査基準に従って行われるものであり、行政指導に従わないことをもって申請の拒否や不許可処分等を行うことができないことは当然である。

（理由の提示）

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

【趣旨】

- 1 許認可等をするかどうかの判断は、法令の定めに従って公正・公平になされるべきものであることから、許認可等を拒否する処分をする場合には、原則としてその理由を示すことを義務付け、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、申請者に対し、審査請求等の事後的救済の手続のための便宜を図ることとしたものである。
- 2 第1項ただし書は、行政庁の負担の軽減の観点から、常識的な一般人であれば申請者側において拒否処分の理由を容易に確認し得る場合には、申請者から求めがあった場合に理由を示せば足りることとしたものである。

【解釈】

「許認可等を拒否する処分」とは、申請によって求められた許認可等をしない旨の処分（申請の形式上の要件に適合しないことを理由として申請を拒否する処分を含む。）をいい、不許可、不認可、登録の拒否、不合格、申請の棄却、却下等その表現振りの如何を問わない。

【運用】

- 1 本条により示される理由は、申請を拒否する根拠となる許認可等の要件又は審査基準の内容やその具体性によって異なると考えられるが、基本的には、当該要件（当該要件に該当しないと判断する上で審査基準を用いた場合には当該審査基準を含む。）と該当する事実を併せたものであると考えられること。
また、提示される理由の程度は、許認可等の性質、当該法令の趣旨、目的に照らし決定すべきものであるが、申請者が拒否の理由を明確に認識し得る程度のものとする必要があるものであると考えられること。
- 2 処分を書面で行うか、口頭で行うかはその根拠法令に従って決定されるものであり、本条第2項の規定は口頭で処分を行うことを奨励しているものではない。

（情報の提供）

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

【趣旨】

申請は県民と行政との日常的な接点であり、かつ、県民の権利（申請権）の具体的行使であることから、行政庁は、申請者の求めに応じて審査の進行状況や申請に必要な情報の提供に努めるよう定めたものである。

【解釈】

「処分の時期の見通し」とは、「標準処理期間どおりであれば、〇月△日ぐらいであるが、本件の場合は△月〇日ぐらいになる」といった時間的見通しをいい、申請の適否に係る「見通し」を含むものではない。

（公聴会の開催等）

第 10 条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

【趣旨】

複雑化、多様化が進んでいる今日の社会生活においては、行政と申請者のみならず、行政と申請者以外の者との関係の重要性も高まってきており、申請者以外の者の利害にも十分配慮した的確な行政運営が必要となつてきている。

このため、本条では、申請に対する処分であつて、当該許認可等に係る要件においてその利害を考慮すべきこととされている第三者が存在する場合には、行政庁が当該許認可等をするかどうかの判断を的確なものとするため必要と判断するときは、意見聴取に係る具体的規定がない場合であっても、適当な方法により意見聴取に努めるべき旨を補充的に規定することとしたものである。

【解釈】

「申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているもの」とは、例えば、「他産業の利益を損じないこと」といった規定をいい、「公共の福祉」、「公共の安全の維持」、「災害の防止」、「消費者の利益の保護」といった規定をもって、直ちに上記に該当することにはならない。

【運用】

公聴会を開催するかどうかについては、第三者からの意見聴取の意義のない場合、時間的余裕がない場合、他の公益との衡量上不適切と考えられる場合などもあることも考えられ、実施の要否、意見を聴取する申請者以外の者の範囲、意見聴取の方法については行政庁の判断に委ねられるものである。

（複数の行政庁が関与する処分）

第 11 条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡を取り、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

【趣旨】

複数の行政庁が関与する処分にあつては、本来明確であるべき各機関の責任の所在が不明確となりがちである。このため、往々にして各機関同士で、相互の処理の状況を見定め、他の行政庁の許認可を得ること（が確実であること）等を条件に審査を開始するといった事態を招来し、結果的に処理の遅延を来す場合もあることから、行政庁は、関連する申請が他の行政庁で審査中であることをもって自らがなすべき判断を殊更に遅延させてはならないこと、関係行政庁は相互に連絡を取り、審査の促進に努めるべきことを訓示的に規定したものである。

【運用】

条文中の「申請」とは、定義上は条例等に基づくものに限られるものであるが、行政手続法との一体的運用の観点から、第 1 項の「関連する申請」及び第 2 項の「関連する複数の申請」が条例等以外の法令に基づく場合であっても、本条の趣旨に沿った運用に努めること。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

- 第12条** 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。
- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、申請に対する処分の場合と同様に、行政庁の判断過程の透明性の向上のために、従来、行政の内部的なものにとどまることの多かった処分基準を公にするように努め、処分の相手方が、どのような場合に、また、どのような内容・程度の処分がされるのかについての一定の予見可能性を得ることができるようにならうとするものである。
- 2 処分基準については、一般に行政庁の裁量が比較的広く、また、処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう判断するかといった問題もあり、その性質上、あらかじめ具体的基準として画一的に定めることが困難な場合や、処分基準を公にすることにより、脱法的な行為が助長される場合も予想されるので、処分基準の設定、公表については努力義務としている。

【解釈】

- 1 「処分基準」とは、条例等の定めに従って判断する基準であって、条例等の明文の規定は「処分基準」に含まれない。
- 2 「公にしておく」とは、「秘密にしない」ということであり、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。

【運用】

- 1 設定した処分基準は、問い合わせに応じて個別に示すことができるように努める必要があるが、行政運営における透明性の向上という観点から、条例等の明文の定めも処分基準と一体のものとして明らかにされる必要があること。
- 2 条例等において具体的基準が明確に定められており、条例等の定めのみによって判断できる場合は、処分基準を別途定めることを要しない。また、処分の実績がなく、処分基準の設定が困難な場合は、遅くとも処分の必要が生じた段階で何らかの基準が定められればよい。
- 3 処分基準の設定、公表については努力義務とされているが、設定、公表をしない場合にあっては、その理由を説明できるようにしておくこと。その他処分基準の設定に当たっては、第5条（審査基準）の運用5、6に準ずること。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等において必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）

施行規則第1条 新潟県行政手続条例（平成7年条例第59号、以下「条例」という。）第13条第2項第5号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

(1) 条例等（条例第2条第1号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

(2) 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

※施行規則：新潟県行政手続条例施行規則（平成8年規則第5号）をいう。以下同様。

【趣旨】

- 1 行政庁は、不利益処分をする場合に、処分の公正の確保と処分に至る行政手続の透明性の向上を図り、もって当該処分の名あて人となるべき者に対して自らの防御権を行使する機会を付与することが必要である。
- 2 このような観点から、不利益処分の名あて人となるべき者が防御権を行使する機会として、「聴聞」の手続又は「弁明の機会の付与」の手続を本条例において保障し、行政庁が不利益処分をする場合は、このいずれかの手続を執らなければならないこととしたものである。
- 3 不利益処分のうち、許認可等の取消しなどの場合のように、名あて人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分をしようとするときには、より手厚い手続が保障されるべきであるので、聴聞手続を執ることとし、それ以外の不利益処分をしようとするときは、弁明の機会の付与の手続を執ることとしている。
- 4 このように行政庁が不利益処分をする場合は、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執ることとする一方、公益上、緊急の必要のある場合など、第2項に該当する場合については、その手続（事前手続）を省略できることとしている。

【解釈】

- 1 第1項第1号ウは、聴聞手続が弁明手続よりも手厚い手続であることから、第1項第1号及び同項第2号で定める処分以外の場合であっても、聴聞手続を執ることができることとしたものであり、「行政庁が相当と認めるとき」の判断に特に制約のあるものではない。
「行政庁が相当と認めるとき」の判断の例としては、当該事案の事実関係が複雑で、行政庁側とのやりとりの機会を保障して事実評価を行うことが望ましいと判断される場合や、相手方に与える影響が大きなものとなる特別の事情があり、手厚い手続を確保する必要があると判断される場合などが想定される。
- 2 第2項第1号の「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため」とは、個別法の趣旨に照らして、公益の早急な確保が望まれるため、速やかに不利益処分をする必要があるときを意味するものであり、行政庁の内部的な事情によるものは含まれない。
- 3 第2項第2号の「客観的な資料」とは、「資格の不存在又は喪失の事実」を証明する書類その他の物件であって、処分の名あて人の意見を聴かなくてもその証明力に十分な信頼のおけるものを指す。

【運用】

- 1 不利益処分をするに当たっては、内規により、事前に名あて人となるべき者の出頭を求めて事情を聴取する場合があるが、本条例の手続に則って行われるものでない限り、これらの事情聴取はいわゆる行政調査として位置付けられるものであり、本条例の定める意見陳述のための手続は別途必要である。

- 2 第2項の適用除外に該当するかどうかについては、第1号のように、同一の条例等に基づく処分であっても、具体的な事案により個別に判断していく必要がある場合があるので留意すること。
- 3 行政手続法第13条第1項第1号ハでは、聴聞手続を要する場合として、法人に対してその役員の解任を命ずる処分等を規定しているが、条例等においては、事例がなく、また今後も事例が予想されないことから、該当条項を行政手続条例では規定していないが、仮に該当事例が出てきた場合には、行政手続条例第13条第1項第1号ウの規定により、行政庁が相当と認めるときには聴聞の手続を執る必要がある。

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

【趣旨】

第8条の趣旨と同様であり、不利益処分に伴い、処分の名あて人に対して一定の義務が課され、又は権利が制限されることから、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、かつ処分の名あて人に処分の理由を理解してもらうと同時に、当該名あて人に対し、審査請求等の事後的救済の手續のための便宜を図ることとしたものである。

【解釈】

- 1 「不利益処分の理由」の内容については、本提示がなぜ処分を受けたかを被処分者が理解するためのものであることから、法令の根拠条項の内容、具体性等によってその程度は異なるものの、不利益処分の根拠条項、処分要件に該当するその原因となる事実を明示する必要があり、処分基準が定められている場合には、それらに加えて、処分基準の適用関係を示す必要があると考えられる（最高裁平成23年6月7日三小判決・民集65巻4号2081頁参照）。
- 2 「当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合」とは、差し迫って処分を行う必要があつて、理由を正確に把握し、提示するという作業を行ってはいは、対策を執るのが遅れ、又は状況を悪化させるなどのため、これを示す時間的余裕がない場合をいう。

【運用】

- 1 第1項ただし書により不利益処分に際して理由を提示しなかった場合にあつては、処分後、理由を提示できる段階になれば、速やかに第2項により理由の提示が必要となることに留意すること。
- 2 不利益処分をする場合の理由の提示については、基本的には、第8条の運用に準じて、その処理を行うこと。

なお、聴聞の報告書において主宰者から行政庁の見解と異なる意見の記載があった場合などにおいては、本条の趣旨から、これらの反論や意見に対する行政庁の判断も併せて提示することが望ましい。

第2節 聴聞

聴聞は、行政手続条例第13条の規定に基づき、条例等に基づく不利益処分をする場合に、あらかじめ必要とされる事前手続であるが、その運用に当たっては、条例等に基づく処分のみでなく、法律等に基づく処分とともに一体的な運用に努める必要がある。

聴聞手続に関しては知事部局においては、新潟県聴聞規則（平成6年規則第84号）を定め、聴聞手続の統一的な運用を定めている。

以下、この手引きにおいては、行政手続条例、行政手続条例施行規則及び聴聞規則による運用を併せて記載した。

また、聴聞規則で定める様式のほかに、参考様式を解釈運用基準の最後に示している。

1 聴聞手続の流れ（その1）

①主宰者の指名（19条等）（聴聞の通知の時まで）

行政庁 → 主宰者の指名 → 行政庁の職員

②聴聞の通知（15条）

行政庁 → 聴聞の通知 → 不利益処分の名あて人
→ 公示送達（所在不明の場合）

③参加手続（17条等）

主宰者 ← 参加許可申請（聴聞期日の4日前まで） ← 関係人
→ 参加の求め →
主宰者 → 参加許可の通知（許可した場合） → 当該関係人

④代理人の選任等（16、17条）

行政庁 ← 代理人の資格証明 ← 当事者、参加人⇔代理人の選任
← 代理人の資格喪失の届け ← 当事者、参加人⇔代理人の解任

⑤聴聞期日の変更（聴聞規則第2条）

行政庁 ← 期日変更の申出 ← 当事者
→ 期日変更（含む職権処分）通知 → 当事者、参加人

⑥文書等の閲覧（18条等）

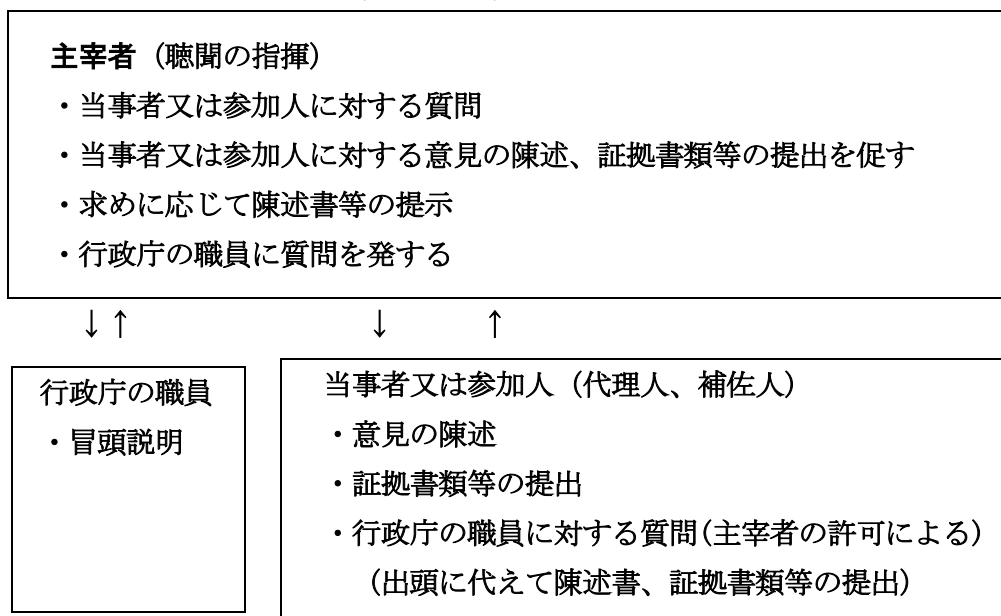
行政庁 ← 文書等の閲覧請求 ←
（聴聞の通知～聴聞の終結） 当事者、利益を害される参加人
→ 閲覧日時等の通知（許可した場合） →

⑦補佐人の出頭（20条等）

主宰者 ← 補佐人出頭許可申請 ←
（聴聞期日の4日前まで） 当事者、参加人
→ 補佐人出頭許可通知（許可した場合） →

2 聴聞期日における審理

審理の方式 (第20条、第21条等)



*原則非公開

3 聴聞手続の流れ（その2）

①続行期日の指定（22条）

主宰者 → 続行期日の指定通知（告知） → 当事者、参加人

②聴聞の終結（23条）

主宰者 聴聞の終結

③聴聞調書の作成（24条等）（各聴聞期日ごと）

主宰者 → 提出（聴聞終結後） → 行政庁

④報告書の作成（24条等）（聴聞終結後）

主宰者 → 提出（聴聞終結後） → 行政庁

⑤聴聞調書、報告書の閲覧（24条等）（文書作成後）

主宰者（聴聞終結前） ← 聴聞調書、報告書閲覧請求 ← 当事者、参加人
行政庁（聴聞終結後） ←

⑥聴聞の再開（25条）（行政庁が認めたとき）

行政庁 → 聴聞再開の命令（報告書の返戻） → 主宰者

⑦不利益処分（26条）

行政庁 → 不利益処分 → 不利益処分の名あて人（当事者）

（聴聞の通知の方式）

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）

施行規則第2条 条例第15条第4項（条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（聴聞の期日の変更）

聴聞規則第2条 行政庁が法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知をした場合（法第15条第3項又は条例第15条第3項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の規定による申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時まで法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の規定による許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

※聴聞規則：新潟県聴聞規則（平成6年規則第84号）をいう。以下同様。

【趣旨】

1 聴聞の通知は、不利益処分の名宛人となるべき者が、自らに対して不利益処分が行われようとしていること及びそれに際し聴聞手続が執られることを認知し、防御の準備を図るための重要な手続である。

2 聴聞手続が有効かつ効果的に行われるためには、その名宛人となるべき者が防御の準備を行う上で十分な期間が確保される必要があるため、聴聞の通知の方式について規定を設けるものである。

【解釈】

1 「不利益処分の原因となる事実」とは、不利益処分の構成要件に該当する事実をいうが、聴聞の趣旨が没却してしまわないためにも、不利益処分の名宛人となるべき者にとって具体的な事実が認識され、その者の防御権の行使を妨げない程度に記載されることが必要である。

2 「聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地」とは、聴聞を行うに当たり、文書の閲覧等に関し、聴聞の期日までの連絡・照会等を行う相手方として具体的な対応が可能な事務担当課等の組織名称及びその所在地をいう。

3 第2項は、聴聞手続が、当事者の防御権を保障し、適正な行政の運用を確保することを目的とするものであることから、不利益処分の名宛人となるべき者が行いうる権利行使の具体的な内容を通知の書面上に記載することを義務付けている。

4 第3項は、聴聞の通知を行う際に、あらかじめ不利益処分の名宛人となるべき者の所在を認識していない場合や、聴聞の通知を郵送で送ったにもかかわらず居所が不明である場合において、公示の方法によって通知を行うことができることを定めている（いわゆる公示送達）。

5 「規則で定める方法」とは、ウェブサイト等に公示事項を掲載し、不特定多数の者がインターネットを通じてこれを閲覧することができる状態に置く措置をいう。

【運用】

1 第1項の相当な期間は、基本的にはケースバイケースで判断されるものであるが、聴聞の通知を行う際には、第3項において、公示から2週間を経過したときに聴聞の通知が到達し

たとみなされることから、通知に当たっては当該期間も考慮した上で、聴聞の期日まで十分な期間を確保できるように配慮すること。

- 2 公示送達を行う場合は、調査等を行ってもなお所在が不明である等、公示送達を行うこととなった経緯と、公示を実施した方法やその期間等について、記録を作成し、適切に保管しておくことが運用上望ましい。

また、インターネットによる公示送達の実施においては、インターネットでの情報の拡散容易性や削除の困難性を踏まえ、プライバシー保護の観点にも留意する必要がある。

- 3 当事者がやむを得ない理由により聴聞の期日の変更を申出た場合は、その理由が妥当で、処分の時期等の公益への影響がなければ、必要に応じ聴聞の期日を変更することが望ましい。

この場合、やむを得ない理由とは、当事者の責に帰すべからざる理由又は病気等の出頭しないことが客観的に当然と思われる理由などを指すものとする。

※ 聴聞手続は不利益処分の事前手続として位置付けられているものであることから、不利益処分の権限をもつ行政庁が聴聞手続を行うことになる。

(代理人)

第16条 前条第1項の規定による通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

【趣旨】

聴聞に関し当事者の権利利益を十分に保護し、かつ手続の簡易迅速化を図る観点から、代理人に関する規定を設けるものである。

【解釈】

- 1 「代理人」とは、本人でない者で、当事者本人に代わり、本人の名において、かつ自己の意思決定に基づき聴聞手続に関する行為をする者をいう。
- 2 代理人の権限は本来委任の内容によってその範囲が決められるものであるが、聴聞手続の迅速化の観点から、権限の内容を画一的に「一切の行為」をすることができるとしたものである。
- 3 第3項は、当事者によって代理人として正当に選任されたことが審理手続を有効に行うための要件であることから、それを事前手続の当初から明確にするために、届出でなく、書面で証明させることとしたものである。
- 4 第4項は、代理人がその資格を失ったときは、むだな手続の進行を避けるため、当事者が書面でその旨を届け出ることとしたものである。

【運用】

- 1 代理人の資格の証明は、代理人資格証明書等の代理人の資格を証明する書類を行政庁に提出することによって行う。
- 2 代理人の資格や代理人の人数については特別の制限はないが、聴聞の審理における手続を混乱させるなどの行為を行った場合などには、主宰者が当然保有する聴聞指揮権により聴聞の場からの退場を命ずるといった運用により対処していくことが適当である。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(関係人の参加許可の手続)

聴聞規則第3条 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の4日前までに、聴聞参加許可申請書（別記第1号様式）を主宰者に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者は、その参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

【趣旨】

聴聞を実施するに際し、予定される不利益処分に関し適正な行政判断を担保するとともに、不利益処分の根拠法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有すると認められる者（関係人）に十分な意見陳述等の機会を与えてその者の権利利益の保護を図るため、主宰者は当該事案に係る関係人に対して、聴聞に参加することを求め、又は参加することを許可できることとしたものである。

【解釈】

「参加人」とは、主宰者から聴聞に関する手続に参加することを求められ、又は許可された当事者以外の者であつて、当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有すると認められる者をいう。

「参加人」としたのは、行政不服審査法第13条の規定に倣ったものである。

【運用】

1 参加人には、主宰者の職権によるものと関係人からの参加許可の申請によるものがあるが、聴聞手続への参加について「必要があると認めるとき」として主宰者に裁量権が認められているのは、主宰者は自らの責任において不利益処分の原因となる事実についての一定の評価（意見）を行うことが求められており、適正な評価を担保する上で聴聞に参加すべき者の範囲について裁量権を確保させる必要があるためなどの理由によるものである。

- 2 当該不利益処分につき利害関係を有するかどうかの認定は、当該根拠となる条例等の解释权を有する行政庁が、当該条例等の趣旨に基づき行うことになり、聴聞手続に参加することを求めるためには、自らが利害関係を有するものであることを行政庁に対して疎明することが必要であること。
- 3 関係人の認定に際しては、第18条の文書等の閲覧手続及び第24条第3項の報告書作成手続を円滑に進めるため、その者が自己の利益を害されることとなる関係人か否かについても判断しておくこと。
- 4 聴聞規則では、聴聞の期日の4日前までに聴聞参加許可申請書を提出することとしているが、「4日前まで」とは、「聴聞期日の前日を起算日として逆算した4日目に当たる日の前日まで」の意味である。(○月6日が聴聞期日の場合は○月1日までとなる。)

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(文書等の閲覧の手続)

聴聞規則第4条 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者等は、文書等閲覧請求書（別記第2号様式）を行政庁に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めることができる。

2 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

【趣旨】

許認可等を取り消す処分など、権利の剥奪をする処分となる場合は、当事者等の権利利益に重大な影響があるので、より手厚い反論防御の機会を与える必要がある。このため、聴聞手続の中に文書等の閲覧規定を設け、当事者等がそこで得た情報に基づき意見を述べ、自己に有利な証拠を提出できるよう防御権の内容の充実を図るものである。

【解釈】

1 参加人のうち「自己の利益が害されることとなる参加人」に、文書等の閲覧ができるようにしているのは、程度の差はあるとしても、当事者と同様にその者の権利利益が害されることに変わりはないので、防御権に関する当事者と同様の手続保障を与えることが適当と判断したためである。

- 2 「当該不利益処分の原因となる事実を証する資料」とは、その形式の如何にかかわらず、それが当該処分を行う上でその原因となる事実を証する資料となるのであれば、閲覧の対象となる資料に該当する。
- 3 「その他正当な理由があるとき」とは、閲覧させることにより公益上の支障があるときのほか、審理の争点に関係がないものを求められたときや、他に閲覧させた文書等で審理の必要に込えているとき、聴聞期日において閲覧請求を乱発する等明らかに聴聞の引延ばしを図るための閲覧請求など、行政手続条例を適正に運用する上で著しい障害がもたらされるときをいう。
- 4 「審理の進行に応じて必要になった資料」とは、聴聞の場合において、当事者等と行政庁のやり取り等を通じて新たな事実が明らかになったり、事実を支える証拠が追加された場合の当該新事実を証する書類、物件や証拠等の資料をいう。

【運用】

1 情報公開条例と本条の関係

- (1) 本条で規定する資料の閲覧請求は、当事者等に限られているので、本条と情報公開条例とは並行的に適用されることとなり、資料中の行政文書（同条例第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）については、同条例による公開請求が可能である。

なお、情報公開条例で規定する非公開の範囲と、本条において閲覧を拒む場合の範囲は異なるものなので、情報公開条例の非公開条項に該当することをもって、本条に基づく文書の閲覧を拒むことはできないこと。

また、情報公開条例における公開は、「行政文書」を対象としているが、本条の資料は「物件」も想定しており、必ずしも「行政文書」に限られるものではない。

- (2) 本条の趣旨は当事者等の反論防御の機会を付与することにあるから、本条に基づき、閲覧請求のあった資料については、行政庁は必ずしも写しの交付の義務までを負うものではない。当事者等から写しの交付を求められた場合は、閲覧請求者の便宜、当該資料の保全状態、行政側の事務負担等を考慮し、適切に対処すること。

なお、写しの交付を受ける者は、情報公開条例の例に準じ、当該写しの作成に要する経費（実費）を負担しなければならない。

- (3) 資料の閲覧を許可することにより第三者の利益を害するおそれがあるなど正当な理由があるとして、その閲覧を拒む場合にあっては、拒む理由となる部分以外の関係のない部分まで閲覧を拒むことはできないこと。したがって、閲覧請求の対象となる資料の全てについて閲覧を拒む理由があると判断するのでなければ、支障がある部分を伏せるなどして閲覧させることが適当であること。

- 2 資料閲覧の期日及び場所の指定に当たっては、当事者等の防御権の行使を妨げることをないように十分な時間的余裕を持って行う必要がある。聴聞の審理中に閲覧させない場合にあっては、当該閲覧に基づき意見を述べる機会を与える必要があるため、その間は聴聞を終結できないこと。

（聴聞の主宰）

第 19 条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4 親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第 1 号に規定する者の代理人又は次条第 3 項に規定する補佐人
- (4) 前 3 号に規定する者であった者
- (5) 第 1 号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (6) 参加人以外の関係人

（職員以外に聴聞を主宰することができる者）

施行規則第 2 条 条例第 19 条第 1 項の規則で定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあつては、当該合議制の機関の構成員とする。

（主宰者の指名の手続）

聴聞規則第 5 条 法第 19 条第 1 項又は条例第 19 条第 1 項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が法第 19 条第 2 項各号又は条例第 19 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

【趣旨】

審理は口頭で行われるため、当事者等と直接相対し、審理を整理し、進行させ、終結させ、審理の記録を作成するという審理手続が公正に司られる必要がある。このため、主宰者の選任を行政庁の指名によるものとし、また、審理の公正性、中立性を担保する観点から、当該者の除斥事由を規定している。

【解釈】

主宰者は「行政庁の職員」を原則としているのは、聴聞に係る処分に関連する専門知識を有していることが前提できること、聴聞は行政処分に係る事前手続であつて処分庁の職員が行うことが能率的であり、迅速に処理できることを理由とするものである。

【運用】

- 1 本条は、不利益処分を行う立場にある課等の責任者を主宰者に指名することを排除するものではないが、当該責任者以外の職員を主宰者に充てることが可能な場合にあっては、県民の聴聞運営への理解に資する観点から、当該責任者以外の職員を主宰者に指名することが望ましい。
- 2 主宰者の指名後、当該主宰者が第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、審理の公正性、中立性を担保する趣旨から、速やかに新たな主宰者を指名するものとする。

(聴聞の期日における審理の方式)

- 第20条** 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。
- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(補佐人の出頭許可の手続)

- 聴聞規則第6条** 法第20条第3項又は条例第20条第3項の許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書（別記第3号様式）を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、法第22条第2項又は条例第22条第2項（法第25条後段又は条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。
- 2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。
- 3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

- 聴聞規則第7条** 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。
- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(聴聞の期日における審理の公開)

- 聴聞規則第8条** 行政庁は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、聴聞の期日及び場所を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示するとともに、当事者及び参加人（その時までに法第17条第1項若しくは

条例第 17 条第 1 項の規定による求めを受諾し、又は法第 17 条第 1 項若しくは条例第 17 条第 1 項の規定による許可を受けている者に限る。) に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

【趣旨】

- 1 聴聞の期日における審理の方式を定めるものであり、審理の実態を念頭に置き、主宰者、当事者等の権能として予定し確保されるべき手続等として、冒頭手続、当事者等の防御権としての意見陳述権及び質問権、主宰者の権能としての求釈明権等の聴聞の進行に関する手続等を定めるものである。
- 2 聴聞の期日における審理の公開については、当事者等のプライバシーが侵害されるおそれがあることや審理の実施に際する行政庁の事務負担等の問題等もあり、また、本条例により聴聞等に関する手続保障が具体的かつ手厚く付与されることを踏まえ、原則として非公開としているものである。

【解釈】

「補佐人」とは、聴聞の場において、不利益処分の原因となる事実について専門的知識をもって当事者又は参加人を援助することができる第三者をいい、当事者又は参加人の発言機関としての立場から事実上又は条例上の陳述を行う者である。

補佐人と代理人の差は、補佐人は、当事者又は参加人とともに出頭しない限りなにもなし得ないところにあり、聴聞の期日における付添人としての地位しか認められていないもので、当事者又は参加人に代わって単独で当該期日に出頭したり、期日外の文書閲覧等の手続を行うことはできない。

【運用】

- 1 質問権について主宰者の許可に係らしめているのは、質問権が濫用されることで、聴聞の審理に混乱を来すおそれがあることを配慮したものであるが、主宰者において当該質問が当事者等の防御権の行使の上で必要なものとして疎明されれば、当然にそれを許可することが必要である。
- 2 補佐人の出頭許可については、当事者等の防御権の適正な行使又は聴聞の審理の円滑な進行の上で必要と認められる場合には、条例の趣旨から、当然にそれを許可することが必要であると解されること。
- 3 第 4 項の規定は、当事者の権利利益の保護に資するとの趣旨で規定するものであるので、当然に自己に有利な証拠書類等の提出を促すものであることを予定している。したがって、主宰者は、同項の規定により、不利益処分の原因となる事実を立証することとなる証拠書類等の提出まで促すことができるものではないこと。
- 4 聴聞の公開は、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 14 条のように個別の条例で規定している場合があるが、本条第 6 項に該当する場合としては、当事者が公開を求めている場合であって、主宰者において当事者又は参加人に対する手続保障の上で公開することが必要であると判断される場合などが考えられる。

- 5 聴聞に際して参考人（特定の分野において専門的知識を有する第三者等）の出頭を求め、意見を聴取する手続までは定めていないが、必要に応じ、参考人から意見聴取をすることを排除しているものではない。

（陳述書等の提出）

第 21 条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

（陳述書の提出の方法等）

聴聞規則第 9 条 法第 21 条第 1 項又は条例第 21 条第 1 項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

【趣旨】

聴聞の期日に出頭するか、出頭に代えて書面を提出するかを選択は、一般的に当事者又は参加人の意思にゆだねることが妥当であり、また、当事者等の権利利益の保護に資する観点からも、聴聞の期日に出頭できなくても、それに代え陳述書を提出することができることを配慮することが適当と考えられるので陳述書等の提出について規定したものである。

【解釈】

「陳述書」とは、聴聞の期日における当事者等の意見陳述に代わるものとして、当事者等が陳述内容を記載した書面のことをいう。

【運用】

- 1 陳述書及び証拠書類等の提示の方法については、当該陳述書等又はその写しを提供する方法によることとなるが、陳述書については、提示を求める者が了解する場合には、口頭でこれを読み上げることもできると解されること。
- 2 主宰者は、当事者等からの求めがあった場合は、聴聞を指揮する立場から当該陳述書等を示すかどうかを判断することになるが、陳述書については、意見陳述に代わるものなので、基本的に陳述書を他の当事者等に示すことを拒むことができないものと解されること。

一方、証拠書類等自体については、これを提示することにより提出者又は第三者の正当な利益を害するおそれのある場合には、その部分について提示を拒むこととしてもやむを得ないものと解されること。

（続行期日の指定）

第 22 条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

【趣旨】

当事者等の権利利益を保護し公正な処分の決定を確保する上で、聴聞の期日における審理は十分に尽くされる必要がある。このため、聴聞期日における審理を行った場合において、当事者等の意見陳述が言い尽くされていないと判断できるときなど、主宰者がなお当該聴聞を続行する必要があると認められる場合について、主宰者が続行期日を指定し聴聞を続行できるよう措置するものである。

【解釈】

- 1 第 1 項は、聴聞の期日における審理が行われたことを前提とするものである。聴聞期日において審理が行われなかった場合には、第 23 条に該当し聴聞を終結する場合を除き、改めて聴聞の期日を定めることになるが、その場合には、本条の適用を受け、聴聞の期日の指定等については本条の定める手続によるものである。
- 2 最初の聴聞の通知は行政庁が行うものであるが、2 回目以降の期日の通知については、聴聞の続行の判断が主宰事務に含まれるので、主宰者が行うこととしているものである。

【運用】

続行期日の指定に関し、なお聴聞を続行する必要があるかどうかの判断については、当該事案について当事者等の防御権を保障する上でその意見陳述等の機会が十分に与えられたかどうか等の観点に照らし、条例の趣旨を十分に踏まえてこれを行うこと。

（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

【趣旨】

当事者が聴聞に係る権利手続を放棄したと見做せるような場合などの聴聞の終期を明確にするため、そのような場合の聴聞の終結について規定している。

【解釈】

- 1 第1項においては、当事者にあつては、正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ陳述書等の提出がない場合に聴聞を終結できること、参加人にあつては、正当な理由の有無に関係なく聴聞を終結できることを定めたものである。
- 2 第2項においては、当事者が正当な理由によって聴聞の期日に出頭できない場合において、今後も引き続き聴聞期日への出頭が相当期間見込むことができない場合に、処分の迅速化の要請から、期限を定めて陳述書等の提出を求め、当該期限の到来をもって聴聞を終結できるとしたものである。

(聴聞調書及び報告書)

第 24 条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第 1 項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

聴聞規則第 10 条 聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第 4 号、第 5 号及び第 9 号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 聴聞の期日及び場所

(3) 主宰者の職名及び氏名

(4) 聴聞の期日に出頭した当事者、参加人、代理人及び補佐人の氏名

(5) 聴聞の期日における審理で説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名

(6) 聴聞の期日に出頭しなかった当事者の氏名及び出頭しなかったことについての正当な理由の有無

(7) 聴聞の期日に出頭しなかった参加人、代理人及び補佐人の氏名

(8) 第 4 号に規定する者の陳述（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨

(9) 行政庁の職員が行った説明の要旨

(10) 証拠書類等が提出されたときは、その名称

(11) その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

(3) 意見及びその理由

(聴聞調書及び報告書の閲覧の手続)

聴聞規則第 11 条 法第 24 条第 4 項又は条例第 24 条第 4 項の規定による閲覧の求めについて

は、当事者又は参加人は、聴聞調書等閲覧請求書（別記第4号様式）を、聴聞の終結前にあっては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあっては行政庁に提出してこれを行うものとする。

- 2 主宰者又は行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

【趣旨】

主宰者の作成する聴聞調書及び報告書は、行政庁が当該処分を決定するに際しての判断の基礎となるものであるので、その作成手続等を明確にしたものである。

【解釈】

- 1 「調書」とは、聴聞における審理の経過を記載するものであり、具体的には、不利益処分の原因となる事実、聴聞の場において出された主な質問及びそれに対する回答、当事者及び参加人の述べた意見及びやり取りの経過、出席者の氏名、聴聞期日、提出された証拠書類等を記載するものである。

調書は各回の聴聞ごとに作成されるものであるが、聴聞の期日に聴聞が行われなかった場合で第23条により聴聞を終結する場合には、聴聞の期日における審理が行われることなく聴聞が終結されるので、その段階で調書を作成することになる。

- 2 「報告書」とは、主宰者が、審理の場でのやり取りや提出された陳述書等を踏まえて、当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載するものである。
- 3 聴聞調書及び報告書は、不利益処分の決定に当たって十分に参酌され重要な基礎となるべきものである（第26条）、手続の透明性の確保や事後手続の便宜に資する観点から、当事者又は参加人はこれらの閲覧を求めることができるものとしている。

【運用】

- 1 調書の作成に当たっては、行政庁が不利益処分の決定についての事実認定を行う上で、重要な基礎となるものであり、適正かつ的確な記載に努めること。

当事者等から証拠書類等が提出された場合は、当事者等の行った陳述との関係が明確になるように記載すること。

- 2 調書及び報告書の閲覧と情報公開条例の関係は第18条の場合と同様である。

なお、聴聞調書については、（特に当該期日に出頭しなかった）当事者等が次回の聴聞の期日において防御権を行使する上での便宜にも配慮して、聴聞の期日における審理終了後に当該調書が作成された段階以降、その閲覧を求めることができることとしているものであるので、聴聞調書の作成の遅滞により、本項の趣旨を損なうことのないように留意すること。

- 3 調書及び報告書の提出の際には、あわせて、提出された証拠書類等を添付すること。
- 4 調書及び報告書が行政庁に提出されるまでの閲覧の求めについては、主宰者がこれに対応すべきものであることに留意すること。

（聴聞の再開）

第 25 条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 22 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

【趣旨】

聴聞が終結した場合であっても、不利益処分を行う前に不利益処分の原因となる事実の範囲内で、当該事実関係を左右し得る新たな証拠書類等を行政庁が得た場合などについては、当該証拠書類等に基づき再度審理を行わせることが必要であることから、このような場合についての聴聞の再開について規定している。

【解釈】

「聴聞の終結後に生じた事情」とは、聴聞の終結後に不利益処分の原因となる事実について行政庁等が新たな証拠書類等を得た場合や既存の証拠書類等に瑕疵があったような場合などをいう。

【運用】

処分の原因となる事実以外の新たな事実又はこれに関する証拠が判明した場合には、同一の処分となるものであっても、その原因となる事実が異なることから、当該事実を原因として処分を行おうとする場合には、新たに聴聞を行うことになる。

（聴聞を経てされる不利益処分の決定）

第 26 条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第 24 条第 1 項の調書内容及び同条第 3 項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

【趣旨】

調書及び報告書は、聴聞手続の記録そのものであり、行政庁の行う不利益処分にその成果が反映されない場合には聴聞を行う意義が没却することにもなるので、行政庁が不利益処分の決定を行う場合は、これらを十分に参酌して不利益処分をしなければならないこととしているものである。

【運用】

- 1 「参酌」とは、「（調書の内容や報告書に記載された意見等の）事情を十分に考慮して程よく取り計らうこと、照らしあわせて善をとり悪を捨てること」の意味であり、行政庁は、調書の内容等を十分に考慮しこれを酌み取って不利益処分の決定を行う必要があること。
- 2 不利益処分の決定に当たっては、調書の内容を十分に参酌するものであるが、聴聞の対象となった不利益処分の事実以外の事実に基づいて不利益処分をすることがあってはならないこと。この場合には改めて当該新事実について聴聞を行うことが必要であること（前条を参照）。
- 3 行政手続法においては、第 27 条（審査請求の制限）、第 28 条（役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例）を規定しているが、審査請求の制限は条例では規定できないこと、役員等の解任等を命ずる不利益処分については、行政手続条例で規定しなかった（条例第 13 条）ことにより、いずれも行政手続条例では対応する規定を設けていない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

【趣旨】

行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者から弁明がなされれば、これを斟酌して正式の処分の決定（処分をしないという決定も含む。）を行う必要がある。このために、事前手続としての弁明の機会の付与の方式について規定を設けるものである。

【解釈】

1 弁明書の提出

弁明手続を明確にすること、簡易迅速な防御手続を確保すること、事務処理の上で合理的であることなどから、弁明は原則として書面を提出して行うこととしている。

2 証拠書類等の提出

当事者の権利保障のために、弁明による主張だけでなく、当該主張を裏付ける証拠書類等の提出も当然に認められるべきであることから、証拠書類等の提出について規定している。

【運用】

1 口頭による弁明の機会の付与は、聴聞手続のように、口頭によるやり取りを行うことまで認めたものではないが、不利益処分の名あて人の権利の行使を妨げることをないように留意すること。

2 口頭による弁明の機会の付与に当たっては、その弁明内容を的確に記録し、適切に管理することが必要である。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

【趣旨】

第 15 条の趣旨と同様に、不利益処分の名あて人となるべき者の防御権を保障するために、防御の準備に必要な期間を確保するとともに、防御に必要な事項を書面により通知することとしたものである。

【解釈】

本通知をしたにもかかわらず、当事者から提出期限までに何ら応答がない場合については、一般に意思表示は到達したときから効力を生ずるのが原則であり、この到達主義の原則は行政訴訟上においても適用されているため、一般的には当該期限を過ぎれば弁明の機会を与え終えたことになるかと解される。

（聴聞に関する手続の準用）

第 29 条 第 15 条第 3 項及び第 4 項並びに第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、同条第 4 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「第 28 条第 3 号」と、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同条第 4 項後段」とあるのは「第 29 条において準用する第 15 条第 4 項後段」と読み替えるものとする。

【趣旨】

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合の取扱い及び代理人の規定を、弁明の機会の付与の手続について準用するものである。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該県の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

【趣旨】

- 1 行政指導は、県行政の様々な分野で行われており、行政需要への機敏な対応、行政の弾力性の確保、行政目的の円滑な達成など積極的な意義を有するものであるが、一方では、行政指導の濫用や不透明性に対する批判がなされている。
- 2 本条では、行政指導を行う場合の一般的な原理、原則を確認する規定を設け、行政指導のあるべき姿を明示することとしたものであり、第30条から第33条第1項に規定する事項については、これまでの裁判例においても広く認められている考え方を踏まえて明文化したものである。

【解釈】

- 1 「行政指導に携わる者」とは、個々の場面において行政指導の相手方たる県民に対し現に直接働きかけを行う者、当該行政指導の責任者等の職員をいう。
- 2 「所掌事務の範囲」とは、形式的には、地方自治法、県の組織に関する条例、規則等により当該組織の所掌となっている事務を指すが、その実質的な内容は、関係法令によって行政機関としての権限を認められた範囲を指すものである。
- 3 「不利益な取扱い」とは、行政指導に携わる者が、行政指導に従わなかった者に対して、それまで平等に提供してきた情報を当該者にだけ提供しなくするとか、別の場面において許可等を行う場合に意図的に差別的な扱いをするといった、当該者が行政指導を受ける以前には得られていた利益を損なわしめ、又はそれまで被っていなかった不利益を与えるようなことを制裁的な意図をもって行う行為をいう。

【運用】

- 1 法律又は条例上「勧告に従わなかった場合」に改善命令や許可等の取消しを行うことになっているものがあるが、このような場合においても、勧告等の行政指導を行う段階において改善命令等を行いうる法令上の要件が既に生じているものの、直ちに処分権限を発動するのではなく事前に自主的な改善を促すために行政指導を行い、相手方に自主的に改善する意思が無いことを確認した段階で処分権の発動を認めるものであるときは、「行政指導に従わなかったことを理由とした不利益な取扱い」には当たらない。

2 法律又は条例上、勧告等の行政指導に従わない場合にその旨を公表することができることが規定されている場合にあつては、これが、相手方が一定の作為又は不作為を行わないと県の機関が実現しようとする行政目的が実現されない状態が存在し、そのまま放置することが公益上支障を生じ又は県民に被害を及ぼす等の事態が予想されるような場合に、県民に対しその情報を提供することによって県民の自己防衛を期待して行われるもの等その意義に照らして、法的に公表することが認められたものと考えることができるものであることから、本条の「不利益な取扱い」には含まれない。

法律又は条例の根拠によらずに事実上行われる公表は、県民に対する情報提供機能を有する一方で、公表されることにより経済的損失を与えるなどかなりの不利益を被ることもあつて、その相手方に対する社会的制裁としての機能を有する面があり、何を公表するかにもよるが、場合によっては本条の不利益な取扱いに当たる場合もあると考えられることに留意しなければならない。

（申請に関連する行政指導）

第 31 条 申請（法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）に基づくものを含む。以下この条において同じ。）の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

【趣旨】

行政指導によって申請を取下げ又は内容を変更した場合については、審査請求や行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟等によっては救済を受けることができず、行政指導に従ったことによる損害等が生じててもその救済の機会が失われるおそれがあるため、行政指導に当たっては、申請者の権利侵害とならないよう留意すべきことを規定したものである。

なお、この規定は最高裁判決（昭和 60 年 7 月 16 日民集 39 巻 5 号 989 頁）の趣旨を踏まえているものである。

【解釈】

- 1 本条における「申請」とは、第 2 条第 4 号に規定する条例等に基づく申請に限るものではなく、法令に基づくものを対象としている。
- 2 「行政指導の継続」とは、行政指導として求めた内容（申請の取下げ等）を実施するまで、審査を留保する等の行為をいう。

【運用】

- 1 申請者が行政指導に従う意思がない旨を真摯かつ明白に表明した場合は、当該行政指導を中止し、速やかに申請に対する審査を継続し、応答を行う必要があること。
ただし、本条は、正当な権利の行使を妨げるような行政指導を禁止したものであり、行政指導に対する相手方の不協力が社会通念上正義の観念に反するものといえるような特段の事情がある場合については、当該行政指導を継続することを妨げないものである。
- 2 本条の規定は、第 7 条の審査・応答義務と密接に関連するものであり、行政指導の継続が第 7 条の義務違反とならないか留意すること。
- 3 申請を行わないように求める行政指導については、申請者がこれに従う意思がない場合には、当該行政指導を拒否して申請書を提出すれば、第 7 条による審査開始義務が生ずることから、特段の規定は設けていないが、第 30 条の一般原則が適用される（行政指導に従わなかったことを理由とした不利益な取扱いの禁止）ことは当然である。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第 32 条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する県の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

【趣旨】

処分権限を有する県の機関が、権限の行使の対象となる者を相手方とした行政指導に携わる場合、その相手方の判断の任意性を損なわないように特に慎重に行うべきことを規定したものである。

【解釈】

- 1 「許認可等をする権限」とは、申請に基づいて許可、認可等の処分（拒否処分を含む。）を行う権限をいう。
- 2 「許認可等に基づく処分をする権限」とは、許認可等に係る行為の適正化を図るための行政調査、改善命令、当該許認可の効力の停止措置、許認可等の取消、許認可を受けないで行為を行っている者に対する是正措置等をいう。
- 3 「処分」とは、第 2 条第 3 号で規定するとおり、条例等に基づくものに限るものではなく、法令に基づくものを対象としている。
- 4 「殊更に示す」とは、本来権限を行使できない又は行使する意思がないのに、行政指導に従わなければ、すぐにでも当該権限を行使することを示唆したり、当該権限に基づいて何らかの不利益な取扱いを行い得るようなことを暗示する等、殊更に権限を有することを利用して相手方に行政指導に従わざるを得ないように仕向けることをいう。

【運用】

- 1 本条は、改善命令又は許認可等の取消ができる状態にあるのにすぐにはこれを行わないで、勧告等の行政指導で自主的に是正させようとする事自体を制限する趣旨ではない。
- 2 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても行政指導を行った結果等の状況によっては行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

(行政指導の方式)

第 33 条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前 2 項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

【趣旨】

行政指導はその内容が不明確との批判もあることから、行政指導を行う場合には、それが口頭であると書面によるとを問わず、当該行政指導の趣旨・内容・責任者を明らかにすることと、許認可等に関する権限を行使し得る旨を示して行政指導を行う場合には、当該権限の根拠等を示さなければならないことを規定したものである。

また、現に行政指導を口頭で行った場合は、相手方の求めに応じて書面を交付することを規定したものである。

【解釈】

1 「行政指導の趣旨及び内容」とは、相手方に対して求める内容及び当該内容を求める趣旨をいう。

2 「責任者」とは、当該行政指導を行うこと、その実施方法等を実質的に判断し決定した者であり、当該行政指導が担当者の判断によるものか、課の判断によるものか等、県のどのレベルの判断によって行われているものであるかを示したものである。

3 「権限を行使し得る旨を示すとき」とは、行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を当該県の機関が相手方に対して行使する実現性があるこ

とを相手方に示すときをいう。これには、行政指導をする時点において既に当該権限を行使することが可能である場合に当該権限を行使し得る旨を示すときのほか、当該行政指導に従わない場合に法令上当該権限を行使することができることとされている場合に当該権限を行使し得る旨を示すときも含まれる。

【運用】

- 1 第2項各号に掲げる事項については、当該行政指導の相手方が、当該権限の根拠及び要件並びに当該権限を行使し得る理由を明確に認識し得るよう具体的に示される必要があるものである。
 - (1) 「当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項」(第1号)として示す必要があるのは、法令の「条項」であり、具体の条文の文言まで示す必要はないものである。
 - (2) 「前号の条項に規定する要件」(第2号)とは、第1号に掲げる条項に規定されている、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使するための要件をいうものである。
 - (3) 「当該権限の行使が前項の要件に適合する理由」(第3号)は、例えば、単に「〇〇法に違反する」といった抽象的な内容では十分とはいえず、行政指導の相手方に具体的にどのような行為が当該権限の行使の対象となるかについて示すなど、その相手方が当該権限を正当に行使され得る旨を認識できるように、具体的に示される必要があること。また、当該権限を行使する具体的な要件が非常に多岐にわたる場合や下位法令等に規定されている場合には、これらの要件のうち当該権限を行使し得る根拠となる要件に適合する理由が具体的に示される必要があること。
- 2 第2項各号に掲げる事項を相手方に示す方法については、個別の事案に応じて行政指導に携わる者により適宜判断されるべきものであること。
- 3 書面の交付は、必ずしもその場において行わなければならないものではなく事後のでもよいものであるが、基本的には、行政指導を受けた相手方が、その求められた行為を行うか否かを検討するため具体的内容を文書により確認する意味を含むものであり、できるだけ速やかに交付する必要があるものである。
- 4 第3項で規定する書面は、県の行う行政指導について交付する文書であることから、交付に当たっては決裁を受けておくことが適当であること。
- 5 責任者としては、当該行政指導を行うことや、その実施方法等を実質的に決定した者となるが、本庁各課又は地域機関において方針を決定し、それに従って行政指導を行う場合には、当該課長又は地域機関の長が責任者となる。

国からの通知に基づいてその通知どおりに行う行政指導であっても、当該国の通知どおりに行政指導を行うことを決定した所管の部課(所)長等が責任者となるものであること。

（複数の者を対象とする行政指導）

第 34 条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、県の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

【趣旨】

- 1 第 33 条において、個々の行政指導についてその明確化を図る一方で、本条は、それらのうち、類型的に行われるものの基準となる事項をあらかじめ一般に周知しておき、これに基づいて個別具体の行政指導を行うこととすることにより、行政指導そのものの透明性、公平性を確保しようとするものである。
- 2 審査基準（第 6 条）や処分基準（第 12 条）において「公に」することとは異なり、「公表」としているのは、前者の場合は、処分に関するものであるため、すべて法令に必ず根拠規定があり、当該処分の内容も明らかにされていることから、関係者から求められたら示せば足りるとされたものであるが、行政指導の場合には、個別法令にその根拠を有する場合を除き、一般にはどのような行政指導が行われるかは県民にとって明らかでないため、より積極的に周知することを求めているものである。

【解釈】

- 1 「共通してその内容となるべき事項」とは、いわゆる要綱等の、一定の類型化された行為を行う者に対して、県の機関として該当者に求める事項の概要をいい、個別具体の行政指導の方針、基準となるべきものであって、行政指導の対象となり得る者又は該当する行為、行政指導として求める一定の作為又は不作為の概要、当該行政指導の責任者等を整理したものをいう。
- 2 「公表」とは、単にその指針を事務所に備え付けておくだけでは不十分であり、県報への登載、広報紙への掲載、関係者に対するパンフレットの配布等の、より積極的な周知を図る必要がある。

【運用】

- 1 行政指導に当たっては、単発的に行われるものを除き、本条の趣旨に照らして当該行政指導が類型化できるときは、できる限り指針を定めてその趣旨、内容、責任者を明確にし、関係者への周知に努めること。
- 2 業界団体に対してその団体内の事業者に対する指導を求める行為は、当該団体に対する個別の行政指導に該当するので、第 33 条の適用を受け、当該団体から求めがあれば書面を交付する必要がある。また、その内容が、県の機関が事業者に対する行政指導を行う場合の指針となるべきものであるときは、本条の適用も受けるものであること。

(行政指導の中止等の求め)

第 34 条の 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

【趣旨】

行政指導の中には、いったん当該行政指導がなされた場合、その相手方が社会的な信用を失うなど、大きな事実上の不利益を受けるおそれがあるものがある。また、このような行政指導のうち、これに従わない場合にその事実を公表することとされているような場合には、その行政指導が、前提とする事実認定に誤りがあって違法であったとしても、その相手方は、当該行政指導に従わない事実を公表されることにより、社会的信用が更に損なわれることを恐れて、不本意ながら当該行政指導に従うという事実上の不利益を受けるおそれがある。

こうした行政指導については、相手方の権利利益の保護を図る観点から、相手方からの申出を端緒として、当該行政指導をした県の機関が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律又は条例の規定に違反する場合には、その中止その他必要な措置を講ずることとしたものである。

【解釈】

- 1 「法令に違反する行為の是正を求める行政指導」とは、実際に「法令に違反する行為」があった場合において、法令に違反する行為自体の中止や適法な状態へ回復する措置その他の法令に違反する行為を改めただすことを内容とする行政指導をいう。

例えば、法令に違反する行為そのものの中止を求める行政指導のほか、法令に定める基準に適合していない場合に、その基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきこと

を勧告するものなどのように、法令に違反する行為自体の解消を内容とするものが典型例として考えられる。また、法令に違反する行為自体は終了している場合であっても、当該行為によって生じた影響の除去又は原状の回復を内容とするものや、当該行為の再発防止を内容とするものなども含まれる。一方、「法令に違反する行為」が全くされていない状態において、相手方に将来においてすべきこと又はすべきでないことを指し示し、相手方を一定の方向に導く行政指導は含まれない。

- 2 「当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するとき」とは、当該行政指導の相手方が、当該行政指導が法律又は条例に定められた要件に適合せず、違法であると考えるときをいい、具体的には、行政指導を行うに当たっての判断材料となった事実認定が誤っている場合や、法律又は条例に定められた要件の当該事案への適用が適当でない場合が考えられるものである。
- 3 「必要な調査」とは、当該行政指導の根拠となる法律又は条例に定められた要件に違反するか否か、違反がある場合はその違反の内容及び程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するのに必要な調査をいう。

【運用】

- 1 実際に行われる個々の行政指導が「法令に違反する行為の是正を求める行政指導」に該当するか否かについては、個別の事例ごとに、当該行政指導の内容、社会通念等に照らして、適切に判断されるべきものである。

典型例としては、法令の規定に違反した場合に行われる当該違反を是正するために必要な措置を執るべき旨の勧告、指導等がある。また、行政指導の法律上の要件が「必要があると認めるとき」と規定されている場合など、法令に違反する行為があることが明文上の要件とされていない場合であっても、実際にされた行政指導が「法令に違反する行為の是正を求める行政指導」に該当すれば、本条の対象となり得るものであること。

- 2 第1項ただし書に定めるとおり、行政指導を行おうとする場合に、当該行政指導の相手方となるべき者に弁明その他意見を陳述する機会が付与され、当該行政指導をするか否かについて慎重に判断されている場合は、行政指導をより慎重かつ適正に行うための手続が既にとられていると言え、重ねて本条に基づく申出をさせる必要はないと考えられることから、本項本文の対象外としている。

こうした意見陳述の機会が付与されたものと言い得るためには、行政指導を行う前の段階で、書面などにより、行おうとする行政指導の内容及びその理由（根拠条項、原因となる事実等）を明らかにした上で、当該行政指導の相手方となるべき者に対し意見を陳述する機会が付与されている必要がある。したがって、例えば、事実関係を調査する過程で、行おうとする行政指導の内容等を明らかにすることなく、当該行政指導の原因となった事実の有無について意見を聴取したにとどまる場合などは、第1項ただし書に定める場合に

は該当しない。

3 必要な調査の具体的な内容及び手法については、申出の具体的な内容や当該行政指導の内容、社会通念等に照らして、県の各機関において適切に判断されるべきものであるが、過去にあった類似の申出の対応記録を確認する、関係部局に問い合わせるといった当該県の機関内部における対応経緯等の確認も含むものであり、申出書の記載に具体性がなく、その確認が困難な場合や、既に詳細な調査を行っており、事実関係が明らかで申出書の記載によってもそれが揺るがない場合などは、改めて「必要な調査」を行う必要はないと判断されることもあり得るものである。

4 「当該行政指導の中止その他必要な措置」として、具体的にどのような措置が必要であるかについては、県の各機関において、個別の事例ごとに、当該行政指導の内容やその相手方が受けた不利益の内容等に応じ、適切に判断されるべきものであるが、例えば、違法な行政指導が継続している場合には、一般に、当該行政指導を中止し、又は変更することになると考えられる。また、行政指導がされたことを公表したが、当該行政指導が事実誤認等を前提とするものであり、これにより相手方が社会的信用の低下等の不利益を受けている場合には、県の機関は、併せて当該行政指導が違法であった旨を公表し、相手方の社会的信用を回復すること等が考えられる。

なお、申出書の記載が具体性を欠いている場合であっても、申出の対象となる具体的な行政指導が特定され、当該申出を受けた県の機関が「必要な調査」その他の本項に規定する措置をとるに当たって特段の支障が生じないときは、相手方からの申出を端緒として行政指導をした県の機関が改めて調査を行うという本制度の趣旨に照らし、「必要な調査」を行う等の本項に規定する対応をとるべきであると考えられる。

5 申出を受けた県の機関の対応の結果については、申出を受けた県の機関に申出人に対する通知義務を課すこととはしていないが、行政指導の相手方の権利利益の保護等に資する観点から、県の各機関は、行った調査の結果、講じた措置の有無やその内容など、申出を受けた対応の結果について、申出人に通知するよう努めるべきであること。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第1項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

【趣旨】

一般に、法令に違反する事実がある場合には、当該法令違反を是正する権限を有する行政庁等は、その権限を適切に行使する責務を負っていると考えられる。しかしながら、各行政庁等がその管轄区域における法令に違反する事実を全て把握することは現実には困難であり、その権限の行使が不十分なものとなる場合もあり得る。

そこで、処分をする権限を有する行政庁又は行政指導をする権限を有する県の機関が、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分又は行政指導を行うこととするものである。

【解釈】

- 1 「法令に違反する事実がある場合」とは、法令に規定されている義務又は要件に反する事実が認められる場合を意味するものであり、申出の時点において法令に違反する行為又は状態が反復継続している場合に限らず、申出の時点では法令に違反する行為又は状態自体は終了している場合も含まれる。
- 2 「その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）」とは、法令に違反する事実自体の解消や適法な状態へ回復する措置その他の法令に違反する事実を改めただすことを内容とする処分又は行政指導をいう。

例えば、違法建築物の撤去等の是正措置命令等や、法令に定める基準に適合していない場合にその基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告するものでその

要件が法律に規定されているものなどのように、当該法令に違反する事実自体の解消を内容とする処分又は行政指導が典型例として挙げられる。また、法令に違反する事実の直接の是正を内容としないものであっても、当該法令に違反する事実によって生じた影響の除去又は原状の回復を内容とする処分又は行政指導や、当該法令に違反する作為又は不作為の再発防止（業務停止命令や許認可等の取消し、課徴金の納付命令などを含む。）を内容とする処分又は行政指導なども含まれる。

一方、具体的な法令に違反する事実の発生を前提とせずに、将来における法令に違反する事実の発生を未然に防止することを内容とする処分又は行政指導は、「法令に違反する事実」が存在しないため、本条の対象とならない。また、行政庁がした処分を違法であると思料して求める当該処分の取消しについても、本制度の趣旨から、本条の対象とはならないと解される。

- 3 「必要な調査」とは、法令に違反する事実があるか否か、違反がある場合はその違反の内容及び程度等を確認し、どのような是正手段が適切かを判断するのに必要な調査をいう。

【運用】

- 1 必要な調査の具体的な内容及び手法については、第 34 条の 2 第 3 項の「必要な調査」と同様に、申出の具体的内容や当該処分又は行政指導の内容、社会通念等に照らして、行政庁又は県の各機関において適切に判断されることとなるものであること。

なお、申出書の記載が具体性を欠いている場合であっても、申出の対象となる具体的な法令に違反する事実が明確に確認できるときには、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として行政庁又は県の機関が必要な調査を行うという本制度の趣旨に照らし、「必要な調査」を行う等の本項に規定する対応をとるべきであると考えられる。

- 2 法令上、「知事」や「教育委員会」の権限とされている処分又は行政指導について、これらの者の所属する「新潟県」宛てに申出書が提出された場合など、申出書に軽微な記載上の誤りがあっても、申出を受けた行政庁又は県の機関が「必要な調査」その他の本条第 3 項に規定する措置をとるに当たって特段の支障が生じない場合には、法令に違反する事実を知る者からの申出を端緒として行政庁又は県の機関が必要な調査を行うという本制度の趣旨に照らし、不適法な申出として取り扱うことなく、「必要な調査」を行う等の本条第 3 項に規定する対応をとるべきである。

また、処分の権限を有さない行政庁又は行政指導の権限を有さない県の機関に申出がなされた場合には、当該申出を受けた行政庁又は県の機関は、申出先となる行政庁又は県の機関（処分の権限を有する行政庁又は行政指導の権限を有する県の機関）を確認して、申出人に対して情報を提供するように努めるべきである。

- 3 申出を受けた行政庁又は県の機関の対応の結果については、申出を受けた行政庁又は県の機関に申出人に対する通知義務を課すこととはしていないが、申出人の便宜等の観点も踏まえ、各行政庁又は県の機関は、行った調査の結果、講じた措置の有無やその内容など、申出を受けた対応の結果について、申出人に通知するように努めるべきであること。

第 5 章 届 出

第 35 条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

【趣旨】

届出は、行政と県民との日常的な接点として申請に劣らず大きな比重を占めることから、行政庁の側において、届出を受け付けない等、届出をすべき義務の履行に関して行政庁の意思や判断が働くかのような取扱いが排除されるべきであることから規定されたものである。

【解釈】

- 1 「到達」とは、第 6 条の場合と同義である。
- 2 「届出をすべき手続上の義務が履行された」とは、条例等において義務付けられた通知行為としては完了することを意味するものであり、これにより条例等により定められた届出が届出をすべき機関に到達したにもかかわらず、行政庁が届出はなかったものとして扱うことはできなくなる。

【運用】

- 1 本条は、届出が条例等に定められた形式上の要件に適合している場合の規定であるが、このような形式要件に適合しない届出にあつては、これを放置せず、補正を求めるなど、適切な取扱いに努めること。
- 2 届出をすべき義務については、
 - ①通知行為を完了させるいわば手続上の義務
 - ②真実の事柄を通知するいわば実体的な意味における義務の二つの局面が考えられるが、本条は、②について積極的には規定せず、個別の条例等の解釈（取扱い）に任せることとしているものであり、形式上の要件を満たした届出であつても、それが直ちに個別の条例等の効果発生に結び付くものではないこと。